

労災保険

農業者のための

特別加入制度

ご存じですか？

労災保険とは

労働者が業務又は通勤によって、負傷したり、病気に見舞われたり、死亡するなどの災害に対して補償する国の制度です。

農業者（自営農家、兼業農家、法人の代表や役員）は労働者に該当しません。

でも大丈夫!!

労災保険の特別加入制度とは

労働者でない農業者（自営農家、兼業農家、法人の代表や役員）も、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

補 償 の 内 容

療養（補償）給付

農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合は**必要な治療が無料**で受けられます。



休業（補償）給付

農作業事故によるケガや病気の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合は、休業4日目以降、休業1日につき**給付基礎日額の60%の休業補償と20%の特別支給金の合計80%相当額**が支給されます。

障害（補償）給付

農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合は、障害の程度に応じた**年金または一時金**が支給されます。

傷病（補償）年金

農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合は、**障害の程度に応じた額**が支給されます。

遺族（補償）給付

農作業事故により死亡した場合は、遺族の人数に応じて、**遺族年金または遺族一時金**が支給されます。

葬祭料、葬祭給付

農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合は、**給付基礎日額に応じた額**が支給されます。

特別加入をすることができる範囲

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入できます。

一定の経営規模以上の方が加入できます。

特定農作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の農業機械を使用する作業
- ②2メートル以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ④農薬の散布作業
- ⑤牛・馬・豚に接触する作業

機械の指定はあるが、
経営規模にかかわらず加入できます。

指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕耘機その他の農業用トラクター
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥トラック、自走式運搬用機械
- ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
- ⑧無人航空機

法人の代表や役員でも加入できます。

中小事業主等

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。
および

1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

上記の各作業が原因となる場合だけでなく、
ほ場間の移動、機械や作物等の積卸作業、農産物を共同集荷施設まで運ぶ集荷作業、
農産物を市場等まで運ぶ出荷作業、出荷作業後に行われる販売作業も対象になります。

制度の内容や保険料の詳しい情報は **農業労災 特別加入 検索**
農林水産省や 厚生労働省のホームページでご確認ください。

加入のご相談について
(保険料以外に手数料等が必要になります。)

お近くのJA、または以下にご相談ください。

協会等の 名称	曾我社会保険労務士事務所 (農業労災保険普及協会)	協同組合千葉県労務協会 (千葉県農業経営者協会)
対応可能な 特別加入	指定農業機械作業従事者 中小事業主等	指定農業機械作業従事者 中小事業主等
住 所	千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702	成田市東和田444-1
電 話	043-275-1757	0476-22-4130
担当者	社会保険労務士 関本 氏	社会保険労務士 小川 氏